

介護予防のために受けられる

サービス

地域支援事業の介護予防サービス

介護保険給付の対象とはならないが生活機能が低下していて、要支援要介護状態となるおそれのある方には地域支援事業の介護予防サービスを利用できます。

最近転びやすいのであまり家から出ないんだけど、これ以上足腰が弱らないようにするにはどうしたらいいんだろう？



通所型介護予防事業

事業の流れ

生活機能評価を受けます。
「要支援」「要介護」認定を受けていない、65歳以上の方に「基本チェックリスト」を実施します。更に必要な方には「生活機能検査」を実施します。

この中で「生活機能の低下」がみられた場合は「地域包括支援センター」へ情報が提供されます。

地域包括支援センターでは1人1人の状況に応じて介護予防事業へ参加をお勧めします。

3つの介護予防事業を開催しています。

- ① 運動器の機能向上(足腰を丈夫に)
- ② 栄養改善事業(体の素となる栄養素をしっかりとる工夫を学びます)
- ③ 口腔機能の向上(お口の健康を保ち、病気を予防します)

「生活機能評価」

国民健康保険等が実施する「特定健康診査(後期高齢者健診含む)」の実施機関で受けられます。

25項目の基本チェックリストで必要と判断された方に心電図検査や貧血検査等があります。



訪問型介護予防事業

通所型の介護予防サービス(運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上)の利用が困難な方には保健師等が訪問し、必要な相談・助言を行います。